

全国社会福祉法人経営青年会 運営要綱

(性 格)

第1条 この会は、全国社会福祉法人経営者協議会（以下、「全国経営協」という。）「運営内規」第8章第21条に基づいて設置される。

2. この会は、全国経営協「運営内規」第21条第2項に基づく本運営要綱により運営されるものとする。

(名 称)

第2条 この会は、全国社会福祉法人経営青年会（以下、「本会」という。）と称する。

(目 的)

第3条 本会は、次世代の社会福祉事業の主たる担い手となる青年経営者・管理者等の資質向上をもって、我が国の社会福祉の充実・発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 社会福祉法人経営における諸問題に関する研究及び実践・普及
- (2) 全国経営協事業への協力
- (3) 会員の資質向上のための研修
- (4) 会員相互の情報交換、研鑽、交流
- (5) その他、目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、社会福祉施設を経営する社会福祉法人に所属する満50歳未満の経営者及び管理者等とする。

2. 会員は、本会への入会を所属法人の理事長が推薦した者とする。
3. 会員は、満50歳に達した年度末をもってその資格を失う。

(会員の権利及び責務)

第6条 会員は、次の権利を有すものとする。

- (1) 都道府県の代表者（委員）を通して本会の決定に参加すること
 - (2) 前号のほか、本会の運営について意見を表明すること
 - (3) その他、研修会及び大会等へ参加すること
2. 会員は、次の義務を負うものとする。
 - (1) 会費を納入すること
 - (2) 全国経営協の定める倫理綱領並びに本会運営要綱を遵守すること
 - (3) 本会の決定事項を遵守すること
 - (4) 本会の事業に対し協力すること

(会 費)

第7条 会費は、会員一人あたり年額1万円とし、年度途中入会の場合についても同額とする。

(入 会)

第8条 本会への入会は、本会会長が承認するものとする。

2. 本会への入会をもって、本運営要綱第11条に定める都道府県組織への入会を行うものとする。ただし、当該会員が都道府県組織への入会資格を有さない場合はこの限りではない。

(退 会)

第9条 会員が本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにして、会長に文書をもって、その旨を届け出なければならない。

2. 正当な理由がなく会費を納入しなかった者は、前項の規定にかかわらず次の各号の定めにより取り扱うものとする。

- (1) 第5条第3項に該当する者が当該年度において会費を納入しなかった場合、その前年度末をもって退会したものとする。
- (2) 2会計年度にわたり会費を納入しなかった者は、最後に会費を納入した年度末をもって退会したものとする。
- (3) 所属法人を退職する等により当該年度の会費請求、督促ができない者は、その前年度末をもって退会したものとする。
- (4) その他、本項に定めのない事案の取り扱いについては、幹事会において協議する。

(除名)

第10条 会員が会員たる義務、及び全国経営協「倫理綱領」に反し名誉を毀損したときは、幹事会の議決を経て除名することができる。

(構成)

第11条 本会は、都道府県社会福祉協議会における社会福祉施設等を経営する社会福祉法人を会員とする協議会に準ずる組織または、これに類する青年会組織をもって構成する。

(都道府県組織)

第12条 前条の組織名称を問わず、都道府県社会福祉法人経営青年会として位置付ける。

(ブロック組織)

第13条 本会と都道府県社会福祉法人経営青年会、及び都道府県組織相互の連絡調整を図り、第3条の目的を達成するため、ブロック組織を編成する。

2. 前項に定めるブロック組織は、以下の都道府県社会福祉法人経営青年会で構成する。

- (1) 北海道・東北ブロック
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- (2) 関東・甲信越静岡ブロック
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
- (3) 東海・北陸ブロック
富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
- (4) 近畿ブロック
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- (5) 中国・四国ブロック
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- (6) 九州ブロック
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(組織助成金)

第14条 本会は、都道府県組織及びブロック組織に助成金を支出することができる。

(委員)

第15条 本会に、委員をおく。

2. 委員は、下記の者をもってあてる。

- (1) 都道府県社会福祉法人経営者協議会会長が当該都道府県組織の意見を聞き推薦した者であり、本会会長と全国経営協会会長が委嘱した者
- (2) 本会会長及び全国経営協会会長が必要と認める者10名以内
- (3) 本項第1号による都道府県社会福祉法人経営者協議会会長からの推薦がない都道府県において、本会会長及び全国経営協会会長が必要と認める者

(委員総会)

第16条 委員総会は、本会の議決機関であり、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算に関する事項
 - (3) 規程の制定及び改廃に関する事項
 - (4) その他、会長が附議した事項
2. 委員総会は、毎年1回以上会長がこれを招集する。
 3. 委員総会は、委員の過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。
 4. 委員総会の議事は、特段定めがある場合を除くほか、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 5. 委員総会の議長は、その都度委員の互選とする。
 6. 特別の事情があるときに限り、会長は、文書を以って意見を求め、委員総会に代えることができる。

(役員)

第17条 本会には次の役員をおく。役員は委員総会において選出する。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 4名(中央推薦委員2名以内)
 - (3) 幹事 10名(ブロック代表者8名、中央推薦委員2名)
 - (4) 監事 2名
2. 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。
 3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
 4. 幹事は幹事会を組織し、委員総会の議決に基づき本会の業務を執行する。
 5. 監事は本会の事業並びに会計を監査し、委員総会に報告する。

(役員を選任)

第18条 本会役員は、別に定める「委員・役員選任規程」によって選任する。

(役員任期)

第19条 本会役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまでは職務を執行しなければならない。

(幹事会)

第20条 本会に、業務執行機関として幹事会をおく。

2. 幹事会は、会長、副会長、幹事をもって構成する。
3. 会長は、幹事会に委員会委員長、監事等を出席させることができる。
4. 幹事会は次の業務を執行する。
 - (1) 事業計画の立案及び予算の執行
 - (2) 事業の執行に必要な委員会の設置運営
5. 幹事会は、必要に応じて会長が召集し、自らが議長となる。
6. 特別の事情があるときに限り、会長は文書をもって意見を求め、幹事会に代えることができる。

(委員会)

第21条 本会事業執行のため、以下のとおり委員会をおく。

- (1) 総務・広報等事業を所管する委員会
 - (2) その他、会長が必要と認める委員会
2. 前項の各委員会には、委員長並びに副委員長等をおく。
 3. 各委員会の名称および所掌事項等は、事業計画において定める。

(全国経営協との連携)

- 第 22 条 全国経営協との連携を確保するため、本会の事業計画、予算等所要の事項については、全国経営協と協議し、調整を図るものとする。
2. 会長は全国経営協から要請がある場合、本会役員及び会員を推薦することができる。

(顧問)

- 第 23 条 本会に顧問をおくことができる。
2. 顧問は、会員資格を有する会長経験者とする。

(相談役)

- 第 24 条 本会に相談役をおく。
2. 相談役は、全国経営協会長から推薦された者とする。

(経費)

- 第 25 条 本会の経費は、会費その他の収入のほか、全国経営協からの助成金をもってあてる。

(会計年度)

- 第 26 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(運営要綱の変更)

- 第 27 条 この運営要綱を変更しようとするときは、委員総会において委員総数の 4 分の 3 以上の議決を必要とする。
2. 本会の運営については本要綱によるほか、必要な事項については委員総会において定めることができる。

(附 則)

平成	7	年	5	月	15	日	制定
平成	9	年	5	月	7	日	改正
平成	9	年	8	月	20	日	改正
平成	11	年	5	月	13	日	改正
平成	15	年	5	月	9	日	改正
平成	17	年	3	月	4	日	改正
平成	21	年	3	月	6	日	改正
平成	21	年	5	月	12	日	改正
平成	25	年	4	月	1	日	改正
平成	28	年	3	月	4	日	改正、同 4 月 1 日施行
令和	元	年	5	月	28	日	改正
令和	3	年	3	月	23	日	改正
令和	4	年	10	月	13	日	改正
令和	7	年	6	月	4	日	改正、同 4 月 1 日施行